

佐世保情報産業プラザ第2棟 企業向け貸し事務室入居者募集要綱

1. 施設の所在及び名称

所在:佐世保市崎岡町3068-9

名称:佐世保情報産業プラザ第2棟

2. 佐世保情報産業プラザの概要

(1) 施設設置の目的

この施設は、本県において、コンテンツ関連や情報サービス関連等の情報関連産業の新しい産業の集積を図り、本県第三次産業の高度化、雇用の創出による本県経済の活性化を進めるために整備されている佐世保ニューテクノパーク内に、その支援拠点施設として建設されています。

(2) 施設の特徴

県内外の情報関連企業向けの貸し事務室のほか、商談や各種相談の時に利用する「商談ブース」、イベントやセミナーなどに使用できる「大小会議室」などの共用ゾーンを設置しております。

隣接する第1棟には、入居企業や地場企業の人材育成や作品制作など、企業活動支援のための「3次元設計・コンピューターグラフィック室」、「映像コンテンツ制作室」を備えており、入居者の利便に資するほか、この施設を長崎県北地域における起業や自立のための拠点として広く利用していただけるようになっております。

(3) 施設の構成

●入居スペース

【1階】 296.40㎡(約100㎡×3室に変更可能) 1室 ←今回募集

45.48㎡ 1室

【2階】 68㎡ 1室

488.40㎡(約100㎡×5室に変更可能) 1室

○共用スペース

【各階】 ・小会議室

【1階】 ・商談ブース、大会議室、コインシャワー室、リラックスコーナー

【2階】 ・サーバ保管室、リラックスコーナー

(4) 入居期間

・原則10年以内、(最長15年)

(5) 入居使用料(月額)

・ 1年目～3年目 760円/㎡

・ 4年目～6年目 1,140円/㎡

・ 7年目～ 1,520円/㎡

- ※ 入居期間に応じて入居使用料が改定される方式です。
- ※ 別途共益費が必要です。共益費の額は平成 22 年度は月額274円/㎡です。平成 22 年度以降は実績を踏まえて見直しを行う予定です。
- ※ 各入居者は利用できる専用倉庫(約 5 ㎡)を設けております。利用される場合の使用料は入居使用料と同じ単価です。

(6) 光熱費

電気代については、各部屋に設置した個メーターにより、使用実績に基づき徴収します。

3. 応募資格及び入居条件

企業向け貸し事務室の使用申請者は、(1)～(3)の要件を全て満たす必要があります。

- (1) ソフトウェア業、機械設計業、コンテンツ制作業、コールセンター等の情報関連企業であること。
- (2) 開発・設計、コンテンツ制作・配信、コールセンター等、情報産業プラザの設置目的に照らして適当と認められる業務のために使用すること。
- (3) 県内に事業所を有する企業にあっては、事業所の増設であること。
- (4) 新たに常時雇用する者が5人以上であること(県内に事業所を有する企業にあっては3人以上であることとし、コールセンターについては50人以上であること。)

4. 入居申請

次に掲げる全ての書類を添えて申請してください。 ※申請先は後述【6項(3)】

- (1) 佐世保情報産業プラザ使用許可申請書 … 様式第1号
- (2) 事業計画書 … 様式第1-2
- (3) 企業情報報告書 … 様式第1-3 (別紙を含む)
- (4) 住民票の写し(個人の場合)又は法人登記簿謄本(法人の場合)
- (5) 直近の決算書(法人の場合のみ)

なお、入居スペースの使用が承認された申請者については、入居までに次に示す書類を提出してください。(入居申請時には提出不要です)

◆県税及び市町村税に未納がないことを証明する納税証明書
※この書類が提出されない場合には、入居の承認を取り消します。

5. 入居の手続き

(1) 決定手順

指定管理者と県の所管課及び関係部局により、申請書の内容から雇用計画、事業計画等が佐世保情報産業プラザの設置目的に適しているかどうかを確認し、入居の可否を決定いたします。

なお、協議経過については通知いたしません。また、提出された申請書類等の提出資料は返却いたしませんのでご了承下さい。

(2) 申請書類の確認方法

提出された申請書類について、応募要件を満たしているかなど形式面を確認した後、要件を満たす申請についてのみ、事業計画の概要について確認いたします。

(3) 申請者多数の場合の決定方法

申請内容における雇用計画の規模はもちろんのこと、事業の成長可能性や、県内産業への波及効果などの観点から比較検討した上で決定いたします。

(4) 結果の通知等

結果については、決定次第、速やかに申請者に対して文書にて通知します。

(5) 使用許可書の交付等について

施設の運営・管理全般については、指定管理者が行うこととなっており、入居者決定についても指定管理者が行った上、後日、使用許可書を交付いたします。

6. 申請書類の作成・提出等

(1) 申請書類の作成

申請者は、別途「佐世保情報産業プラザ(企業向け貸し事務所)使用許可申請書類作成要領」に基づいて申請書類を作成し、必要部数(3セット:正1部、副2部。副については写しでも可)を提出してください。

(注1) 書類に不備等がある場合は、申請対象となりません。作成要領をご覧いただき、注意して記入してください。

(2) 申請書類の提出先

〒859-3226 長崎県佐世保市崎岡町2720-8

佐世保情報産業プラザ管理事務所

電話:0956-20-5051

FAX:0956-39-2810

E-Mail:shitei-k001@sasebo-jsp.jp

(3) 問い合わせ先

本件に関する問い合わせは、上記(2)の提出先で受け付けております。

以上